



# 家畜衛生だより

令和4年12月発行 No.4-11(鶏) 埼玉県川越家畜保健衛生所

電話: 049-225-4141 FAX: 049-226-9653

緊急携帯: 090-7191-3473 Eメール: <u>r254141@pref.saitama.lg.jp</u> (夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

## 『高病原性鳥インフルエンザ』、猛威を振るう

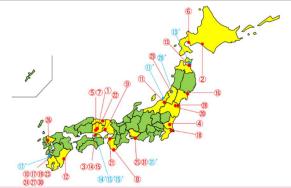
令和4年10月28日に初感染が確認されて以降、17道県31事例の発生があり (12月8日時点)、過去最多52事例の発生があった2020-2021シーズンを上回る ペースとなっています。

野鳥においても全国的に本病ウイルスが確認され、環境中のウイルス濃度が高まっていると考えられます。

#### ◆R4年度 家きん農場等における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認状況

	発生日	発生場所	鳥の種類	羽 数
1	10月28日	岡山県倉敷市	採卵鶏	約17万羽
2	10月28日	北海道厚真市	肉養鶏	約17万羽
3	11月1日	香川県観音寺市	採卵鶏	約4万羽
4	11月4日	茨城県かすみがうら市	採卵鶏	約104万羽
5	11月4日	岡山県倉敷市	採卵鶏	約51万羽
6	11月7日	北海道伊達市	肉養鶏	約15万羽
7	11月11日	岡山県倉敷市	採卵鶏	約3万羽
8	11月11日	和歌山県白浜町	あひる等	約60羽
9	11月13日	兵庫県たつの市	採卵鶏	約4. 4万羽
10	11月18日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約12万羽
	11月18日	新潟県阿賀町	肉養鶏	約15万羽
11	関連	新潟県新発田市	肉養鶏	約0.6万羽
12	11月20日	宮崎県新富市	採卵鶏	約16万羽
13	11月20日	青森県横浜町	肉養鶏	約12. 2万羽
	関連	青森県横浜町	肉養鶏	約0.8万羽
14	11月22日	香川県観音寺市	肉養鶏	約2. 4万羽
	関連	香川県観音寺市	肉養鶏	約1. 4万羽
15	11月23日	香川県観音寺市	採卵鶏	約1. 4万羽
	関連	香川県観音寺市	採卵鶏	約0.8万羽
	関連	香川県観音寺市	採卵鶏	約1. 2万羽
16	11月23日	宮城県気仙沼市	肉養鶏	約2. 1万羽
17	11月24日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約7万羽
	関連	鹿児島県出水市	採卵鶏	約0.8万羽

	発生日	発生場所	鳥の種類	羽 数
18	11月26日	千葉県香取市	あひる(あいがも)	約20羽
19	11月27日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約47万羽
20	11月29日	福島県伊達市	肉養鶏	約1. 7万羽
21	11月30日	和歌山県和歌山市	採卵鶏	約4.6万羽
22	12月1日	鳥取県鳥取市	採卵鶏	約11万羽
23	12月2日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約12万羽
24	12月4日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約3. 4万羽
25	12月5日	愛知県豊橋市	採卵鶏	約31万羽
26	12月6日	佐賀県武雄市	採卵鶏	約3万羽
27	12月7日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約6万羽
28	12月7日	福島県飯館村	採卵鶏	約10万羽
29	12月8日	山形県鶴岡市	採卵鶏	約2. 7万羽
30	12月8日	鹿児島県出水市	採卵鶏	約6.3万羽
31	12月8日	愛知県豊橋市	あひる(あいがも)	約1000羽



農林水産大臣からメッセージが発信されています。

(参考 URL)https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/index-80.pdf



「飼養衛生管理基準の自己点検」について、令和5年5月まで毎月実施しましょう 🖉

また、自己点検結果は、毎月10日までに報告してください!

## 高病原性鳥インフルエンザから、家きんを守るために

高病原性鳥インフルエンザを保有して飛来する渡り鳥や野鳥の糞により周辺にウイルスが存在している可能性を念頭に、鶏舎内にウイルスを侵入させない対策が重要です。 飼養衛生管理基準の自己点検チェックの再徹底をお願いします。

### 屋内で飼養している場合

- ・家きんのお世話の前後に手洗い/消毒、もしくは手袋を着用する。
- ねずみや害虫の対策を実施する(現れた場合に対策を講じる)。

### 屋外(飼育小屋など)で飼養している場合

衛生管理区域:畜舎・飼料の保管場所・家きんの飼養管理に用いる物品の保管 場所を含めたエリアのこと。

- ・家きんのお世話の前後に手洗い/消毒、もしくは手袋を着用する。
- ・清潔な衣服及び靴を着用する。
- ※野鳥に接触するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換 または消毒してからお世話をするようにしましょう。
- ・衛生管理区域内に車の出入りがある場合は、タイヤなどの消毒を 実施する。







出入口





- ・家きん舎内に人が入れる構造の場合は、 家きん舎毎に入口で専用靴に履き替える、 もしくはシューズカバーの着用する、 または靴を消毒する。
- ・飼育小屋などに野生動物侵入防止 のための措置を講じ、適宜点検や 修繕を実施する。
- ねずみや害虫の対策を実施する (現れた場合に対策を講じる)。

飼育場所の周囲にため池や水場等の野鳥が多く存在するところでは、高病原性鳥インフ ルエンザウイルスが存在するリスクが高いので、特に注意してください。